

生活指導の方針・体罰防止に向けた取り組み

基本的な方針

全教育活動を通して人権尊重の精神に立ち、児童一人一人を温かく見つめて理解し、個性や持ち味を引き出す指導に努めることで、共に生きる社会を創造する意識をはぐくむ。



- 教育活動の中で、人種・民族・性別・考え方等を異にすることによる偏見や差別を根絶する。
- 生活指導の場面では、適切な表現を用いて、毅然とした態度で指導にあたる。
- 問題行動の児童を一人の教員（担任）が抱え込まないようにする。そのために、週1回の生活指導朝会等で、児童の問題行動について情報の共有化を図り、全教職員で対応できる体制とする。
- 管理職・生活指導主任への連絡・報告・相談を確実に行う。

学校ホームページ記載事項

☆生活指導の方針・体罰防止に向けた取り組み

生活指導の基本的な方針

全教育活動を通して人権尊重の精神に立ち、児童一人一人を温かく見つめて理解し、個性や持ち味を引き出す指導に努めることで、共に生きる社会を創造する意識をはぐくむ。

今年度も、学校全体で児童を見守りながら、児童にとって安心・安全な学校環境を維持してまいります。週1回の生活指導朝会、学期に1度の生活指導全体会で、全教職員が児童の課題や指導方法について共通理解を図ります。児童には、友だちへの暴力や相手を傷つける言動は許されないこと、ルールを守ることの大切さを教えます。

児童の健全育成にあたり教育的な指導は欠かせませんが、児童の心に傷を残す不適切な発言（暴言）や暴力的行為は、あってはならないことです。本校では、児童の人格を尊重し、児童理解を深めながら信頼に基づいた指導を行います。そのために次のような取組をしています。

- ・日常的に管理職が指導の状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行う。
- ・教員一人一人が毎月「体罰防止セルフチェックシート」を記入する。管理職はその内容を確認し、必要に応じて指導・助言する。
- ・服務事故防止月間（7月・8月・9月・12月）に合わせ、教員一人一人が自己及び自校の状況について考える機会を設定する。